

平成30年度 国立大学法人滋賀大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学生の実践的な課題解決能力を高めるため、教育学部における教育参加科目や、経済学部における就業力育成事業の中のプロジェクト科目等、これまでの取組の成果を検証するとともに、反転授業やPBL（課題解決型学習）などの教育方法を授業の中で一層活用し、アクティブ・ラーニングを質・量ともに充実させる。特に、教育学部の学生に対しては、小中学校等の教育現場でアクティブ・ラーニングを指導できる力を向上させる。また、経済学部の学生に対しては、グローバル化する社会におけるビジネス・地域リーダーとして必要とされる課題発見力及び企画力を育成する。

- ・【1-1】データサイエンス学部におけるデータ駆動型PBL演習科目を2年次でも展開するほか、全学でのアクティブ・ラーニングを質・量ともに充実させる。教育学部では、附属学校等と協働して、学生が小・中学校等の教育現場で主体的・対話的で深い学びの視点に基づく学習を指導する力を向上させるための取組を実施する。経済学部では、グローバル化する社会におけるビジネス・地域リーダーとして必要とされる課題発見力及び企画力を育成するための科目を実施する。

【2】イノベティブな創造力を有した人材を養成するため、カリキュラムを改善するとともに、ナンバリングの導入、カリキュラムマップやシラバスの利用により教育内容をより明示的に示し、学生の主体的な学習を促進する。また、滋賀大学学習管理システム（SULMS）上で講義資料や講義映像を提供する科目数を第3期中期目標期間中に1.5倍に増やすなどの方法により、学生の授業外学習時間を増加させる。

- ・【2-1】学生の主体的な学習を促進するため、全学でのナンバリングの導入を完了する。また、学生アンケート等によりシラバス記入内容の改善点を洗い出す。さらに、カリキュラムマップやシラバスの改善、GPAによる成績評価と履修指導の充実を継続して進める。
- ・【2-2】学習管理システム（SUCCESS、SULMS）を活用し、講義資料や講義映像、課題等を提供する授業科目数を増加させること等を通じて、授業外学習時間の確保に向けた方策を推進する。また、学生アンケート等の結果を分析する。
- ・【2-3】経済学部において、データサイエンス学部との協力のもと、データサイエンス副専攻（政策－ビジネス革新創出人材プログラム）を実施する。

【3】ビッグデータ時代の到来を受け、データ解析に基づき価値創造する能力を身に付けた人材の養成が求められている。そのために、わが国初のデータサイエンス学部を新設し、データ活用能力育成を中心に据えたカリキュラムを構築・推進するとともに、全学の学生に対しても、データ活用の知識を向上させる。また、データサイエンス領域に関する教育ワークショップを毎年開催し、データ活用能力育成に関する本学の教育内容・方法を学外にも広く普及させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【3-1】 データを解析・活用できる人材の養成のための全学共通教養科目を充実させ、全学の学生に対するデータ活用能力向上をはかる。また、データサイエンス領域に関する教育ワークショップの開催等を通じ、データ活用能力育成に関する本学の教育内容・方法を学外にも広く普及させる。

【4】大学院において、高度専門職業人の養成を進めるために、地域や社会の課題解決をめざす実践型の教育を拡充させるとともに、教職大学院の設置、経済学部の学部・大学院5年一貫教育や多様なディグリー制度の整備・改善など、時代の要請に応えた教育課程の改革を行う。

- ・【4-1】 平成 29 年度に設置した「高度教職実践専攻（教職大学院）」のカリキュラムを実施し、目標とする学校経営力や教育実践力を身につけた教員を輩出する。また、改革した教育学研究科修士課程については、実践型科目を中心としたカリキュラムを実施する。
- ・【4-2】 経済学研究科では、現代の社会的要請に対応し、実践的応用力に秀でた高度専門職業人能力の養成に対応するため、大学院データサイエンス研究科（仮称）と連携した文理融合プログラム等の導入を検討し、経済学研究科の機能強化をはかる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【5】教養教育については、特定主題分野を設け、近江、環境など学生の地域に対する歴史的・自然的認識を深めるための科目を開講してきた。第3期中期目標期間中には、教養教育の見直しを行うとともに、環境、地域理解・デザイン、データ活用に関する教育の実施体制の整備を行う。

- ・【5-1】 全学教養教育の開講バランスを調整しつつ、社会のニーズに対応した教養教育となるよう、必要に応じて科目を開講する等の見直しを行う。また、全学的なデータサイエンス教育を実施する。

【6】インターンシップやPBL型のプロジェクト科目の内容を充実させ、アクティブ・ラーニングを進めるために、教育実習支援室・就業力育成支援室の整備やアクティブ・ラーニング支援の教員配置など、実践型教育を推進する体制を構築する。また、授業アンケート調査の内容について見直し、授業改善に有効に活用するとともに、適時卒業生やそのほかのステークホルダーを対象とするアンケート調査を実施し、その結果をFD（ファカルティ・ディベロップメント）に活用する。

- ・【6-1】平成29年度に見直した地域連携推進室や教育実践総合センターにおいて、実践型教育を推進する。また、データサイエンス学部におけるデータ駆動型PBL演習科目や企業におけるインターンシップ等、学生のアクティブ・ラーニングを推進する。
- ・【6-2】授業改善に有効に活用するため、授業評価アンケート調査を行い、その結果を分析する。また、卒業生・修了生に対するアンケート調査を実施する。

【7】教育学部創造学習センターや経済学部学習教育支援室における学生の主体的な学習を一層支援するため、学生用情報関連設備や使用方法の改善、グループ学習室の整備等、教育環境の改善・充実を進める。

- ・【7-1】「スマート・ラーニング・コモンズ」（いつでもどこでも学習できる環境）の利用を周知する。また、学生の主体的な学習を一層支援するため、グループ学習室等の整備を進める。

【8】学生の主体的な学習に対する附属図書館の教育支援機能を強化するため、施設の部分改修、学習用設備の充実、並びに各学部や情報処理センターと連携して既存施設の活用を進めるとともに、教育学部分館においては、学習スペースや書架・展示等の空間につき、維持管理可能な範囲での拡充計画を準備する。同時に、附属図書館の運営をより開かれたものとするため、学生と学部長等との懇談会や自己点検評価報告会での学生や本学支援者からの意見を参考にし、大学と利用者が共に創り支える学習環境としての特性を強化する。

- ・【8-1】附属図書館における学習スペースや購入図書資料等について、学生から意見を聴取し、学習環境をさらに充実させていく。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【9】学生の幅広い人間性を養い、健全な心身の発達を促進するため、クラブ・サークルの同窓会の協力を得て課外活動を支援するとともに、本学の学生が地域と連携して実施する学生自主企画プロジェクトの支援をさらに進める。

- ・【9-1】クラブ・サークルの同窓会との連携を強化する。
- ・【9-2】教育・学生支援機構の下、学生自主企画プロジェクトのさらなる活性化のため、選考方法等の見直しを行う。

【10】3年ごとに実施している学生生活実態調査や直接の意見交換により学生の要望を把握し、必要な改善等を行う。また、心身の悩みをはじめ、様々な課題を持つ学生が増加しているなかで、障がい学生支援室の運営状況やカウンセリングの利用状況を検証し、必要に応じてカウンセラーや相談員の配置等を見直すとともに、情報提供の方法を工夫することにより学生生活に困難を抱える学生が相談しやすい環境を整えるなど、学生相談体制の整備を進める。

- ・【10-1】 学生生活実態調査や学生との直接的な意見交換等の多様な手段を通じて、学生の課題や要望を把握し、必要な改善に取り組む。
- ・【10-2】 障がい学生支援室と各学部及び保健管理センターの連携の下、学生への支援体制のさらなる充実をはかる。

【11】 学生の学習機会を保証するため、学生の経済的状況を的確に把握し、本学独自の支援制度「つづけるくん」の見直しを行うなど、経済的支援策を実施する。

- ・【11-1】 経済的支援策を継続的に見直すとともに、学生の状況に応じた経済的な支援を行う。

【12】 学生のキャリア支援を充実させるために、インターンシップに関する情報提供・助言・事前指導の体制を整備し、学生が地域の産業に目を向ける機会を増やすとともに、グローバルな場での活躍を志向する学生の海外体験の機会を拡充させる。また、就職状況の変化に対応するために、就職相談窓口の体制の見直しや、就職支援に関するプログラムの改善を行う。

- ・【12-1】 教育・学生支援機構の下、地域志向型、グローバル活躍型等、社会と学生の多様なニーズに対応したキャリア育成支援プログラムを強化する。また、企業実務家等による特別講義やインターンシップを通じ、学生が地域の産業に目を向ける機会を提供する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【13】 アドミッション・ポリシーを平成30年度までに見直す。学部個別入学者選抜は、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入を念頭に置きつつ、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等、多様な能力を適切な方法で評価する制度とし、学部教育組織の再編に合わせて可能なものから段階的に実施する。

- ・【13-1】 入学者選抜方法の改善検討を行い、アドミッション・ポリシーを見直し、公表する。また、教育学部では平成32年度入学者選抜にAO入試を導入する準備を進める。

【14】 アドミッション・オフィスを設置し、AO入試等の支援、広報活動を強化するとともに、入学者追跡調査等によって選抜方法の検証・改善等、入学者選抜実施体制を充実させる。また、これまで実施してきた教職探究フォーラムなどの高大連携事業を、アドミッション・ポリシーの見直しに対応する高大接続の観点から改善する。

- ・【14-1】 高大接続・入試センターを中心に、各学部のAO入試の準備・実施を踏まえた事業を企画・推進する。また、入学者のポートフォリオ（入試、入学後の履修・活動、就職先等のデータ）の分析をさらに充実させ、従来の入学者選抜方法の有効性の検証と、多様な能力を評価する新たな選抜方法の検討を進める。さらに、オープンキャンパスの体制や本学ホームページ等を整備して、効果的な入試広報活動を推進する。

【15】大学院教育組織の再編に合わせて、多様なバックグラウンドを持つ人材を多面的・総合的に評価・判定して受け入れる制度を導入する。

- ・【15-1】平成 29 年度に設置した教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）において、アドミッション・ポリシーと入試制度・選抜方法との整合性について検証する。また、平成 31 年度に設置予定の大学院データサイエンス研究科（仮称）において、企業等からの優秀な派遣学生受入れを考慮しつつ、社会の要請に応じたアドミッション・ポリシーを策定し、ポリシーに適合した選抜方法を検討し、実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【16】データサイエンス領域の教育研究を進め、国内外の 10 以上の大学・政府機関・自治体・企業等と協力して教育プログラムの開発及び多面的な共同研究を実施し、世界で競える教育研究拠点を形成する。また、本学の特色ある研究領域である環境、リスクに関する研究を継続して実施するとともに、データサイエンス、環境、リスク等の研究者が協働して分野融合的な研究を推進する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【16-1】データサイエンス教育研究センターにおいて、大学・企業・団体等との連携による教育・研究をさらに推進する。
- ・【16-2】研究推進機構の下、平成 29 年度から新たに設けたデータサイエンス、環境、リスクに関する共同研究を助成する重点領域研究助成制度を引き続き実施し、これらの領域の研究者が協働して実施する分野融合的な共同研究を推進する。

【17】国際学術専門誌への掲載論文数を 20%増加させるとともに、国際共同研究を積極的に推進し、国際シンポジウムを年 2 回以上開催する。

- ・【17-1】研究推進機構において、学術論文投稿助成制度の活用状況の検証を行い、国際学術専門誌への投稿を促進・支援するための方策の改善を引き続き検討する。
- ・【17-2】研究推進機構の下、国際共同研究の推進及び国際シンポジウム等の開催を支援し、国際シンポジウムを年 2 回以上開催する。また、重点領域研究助成制度及び共同研究プロジェクト助成制度、国際シンポジウムの開催を支援するための国際会議開催経費助成制度の活用状況の検証を踏まえ、必要に応じて改善する。

【18】地域の直面する課題や、グローバル化する社会の中で新たに発生する課題解決に貢献するために、国内外の大学、自治体や教育機関等との共同研究を推進する。特に、近江の地域史資料や近江商人に関する資料の収集と調査・研究を行う。また、大学の研究活動を通して得られた成果を、シンポジウムやワークショップ等多様な形態で公表し、地域に還元する。

- ・【18-1】地域等が直面する課題解決のために、大学、企業、地域との共同研究や交流、県・市町教育委員会や地域の学校等との連携による共同研究を推進する。また、研究活動を通して得られた成果について、シンポジウム、講演会、公開研究会やワークショップの開催、学術情報リポジトリでの公開等の多様な形態により公表し、地域に還元する。
- ・【18-2】県内の研究・教育機関と連携して、近江の地域史及び近江商人・近江系企業に関する史料の収集や共同研究・調査を推進する。また、その成果を経済学部附属史料館の企画展や講演会の開催、研究紀要への掲載を通じて、広く地域に還元する。さらに、史料目録のウェブ上での検索システムの公開を開始する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【19】特色ある研究を推進するため、研究助成制度、招聘教授制度、クロスアポイントメント制度等の運用状況を点検して改善し、有効に活用する。また、科研費申請の準備に関する学内スケジュールの見直しやセミナーの開催、申請書作成に関するアドバイザー制度の導入など、科研費採択率向上のための学内支援体制を改善する。

- ・【19-1】特別招聘教員制度やクロスアポイントメント制度等を効果的に活用し、データサイエンスの実践教育及び共同研究等を実施し、特色ある教育、研究を推進する。また、研究推進機構において、外部資金を獲得するため、研究者への着実な支援を行う。

【20】平成28年度にデータサイエンス教育研究センターを全学センターとして設置し、MOOC（大規模公開オンライン講座）による教育サービスの提供、データ駆動型PBL演習教材の開発・提供、オープンデータの拠点構築、他大学等との価値創造プロジェクト研究事業等を推進する。また、データサイエンス教育研究センターの設置を契機に学部・大学院と全学研究センターとの研究面での連携を強化するため、全学研究センターのあり方を見直し、研究環境の整備を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【20-1】データサイエンス教育研究センターにおいて、データ駆動型PBL演習教材の開発・提供、オープンデータの利用開発の拠点構築、他の研究機関等との価値創造プロジェクト研究事業等を推進する。また、MOOCによる教育サービスの提供を引き続き進める。
- ・【20-2】研究推進機構において、共同研究等の研究助成制度を活用し、学部・大学院と全学研究センターとの連携を強化する。また、経済学部では、第四期以降を見通した学部附置研究所等のあり方を検討し、改革案の骨格を策定する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【21】 地域における知の拠点をめざし、学部及び全学研究センター等が様々な方法で実施する、地域の課題解決や地域を支える人材育成等の地域・社会貢献活動の取組が一層効果的となるよう、全学レベルで体系化するとともに重点的に支援する事業を強化する。また、環びわ湖大学・地域コンソーシアムや彦根三大学による連携事業を一層推進する等、地域の他大学や自治体等との連携をさらに深める。

- ・【21-1】 地域の課題解決や地域を支える人材育成等の地域・社会貢献活動の取組が一層効果的となるよう、新たな社会連携体制を構築し、地域・社会貢献活動の実施に加え、特に産学官連携活動の強化を行う。

【22】 公開講座及び公開授業等について、受講者が新たな知識に触れ、満足する内容となるよう、アンケート調査等により検証を経た上で、改善を推進する。また、近江の自然、歴史、文化等に関わる研究成果について、地域の他大学や出版社等と協働して出版企画・編集を行い、特色ある学術書を出版する。

- ・【22-1】 公開講座等について、受講生へのアンケート調査を踏まえ、多様な学習ニーズに対応できるよう、内容の改善を推進する。また、おうみ学術出版会の出版事業を本学が主軸となり引き続き計画的に推進する。

【23】 地域の知の拠点をめざすには、地域の歴史や文化への洞察が学内外において広く共有されることが重要である。そのため、県立図書館の拡充整備以前より地域の史資料の調査・研究・整理保管・展示等の機能を自ら担ってきた本学の附属図書館・史料館・経済経営研究所が蔵する史資料を活用した地域貢献を一層推進する必要がある。それに応えるため、県内外の図書館・博物館等と連携して地域の歴史や文化に関する広領域的な共同研究を推進する。

- ・【23-1】 附属図書館、経済学部附属史料館及び経済経営研究所が所蔵する地域関連史資料を活用して、県内外の図書館、博物館・美術館や他大学の史資料所蔵機関等と連携し、地域の歴史や文化に関する広領域共同研究を推進する。また、附属史料館における地域の歴史研究をめぐるネットワークと拠点形成を促進する。

【24】 地域を支える社会人の育成に向けて、公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾、ビジネスイノベーションスクールなど、地域社会からの評価の高い社会人学び直しプログラムを検証しつつ実施し、これらのプログラムの受講生を毎年 60 人以上確保する。さらに、既修者グループとの交流を深めつつ、これらのプログラムと大学院教育との連携を進める。

- ・【24-1】 社会人学び直しプログラムの内容等を充実させるとともに、受講生を 60 人以上確保し、安定的に実施する。また、これらのプログラムと大学院との連携の可能性について考える。

【25】地域の教育課題に対応できる力を向上させるために、実践的なカリキュラムをさらに充実させるとともに、国立大学の教員養成学部である特色を生かし、小中連携、幼小連携や学力問題など我が国の直面する教育課題に取り組むことのできる人材を養成する。また、学校現場で指導経験のある大学教員の比率を、第3期中期目標期間中に30%まで高める。こうした取組により第3期中期目標期間中の教員就職率について80%を維持するとともに、滋賀県の小学校教員採用数における本学の占有率を35%まで向上させる。また、平成29年度に教職大学院を設置し、地域の教育のリーダーとなる人材を養成するとともに、修了者の教員就職率90%を確保する。

- ・【25-1】地域の教育現場が直面する小中連携等の教育課題解決に取り組むことのできる人材を養成する取り組みを実施する。また、教員免許法の改正を踏まえつつ実践的な教員養成カリキュラムを整備する。
- ・【25-2】滋賀県教育委員会からの教員派遣等による人材交流を継続し、学生の実践的指導力を育成・強化する。また、教育学部において学校現場で指導経験のある教員の比率向上に引き続き取り組む。
- ・【25-3】教員就職率や県内小学校教員採用数に占める本学卒業生の比率を高めるため、学生の希望進路に関する動向を把握し、より効果的な教員就職支援を引き続き実施する。

【26】平成27年度に滋賀県教育委員会と共同で設置した地域教育連携推進会議における協議などを通して地域の教育課題を明らかにし、大学と教育委員会、公立の小中学校などが協力して学力問題等の課題解決に向けた取組を実施する。

- ・【26-1】滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議を通じて、地域の教育課題を整理する。また、同会議の下に設けた専門委員会が中心となり、学力問題等の教育課題の解決に向けて、調査研究及び提言の具体化に取り組む。さらに、取り組みの進捗状況や成果を確認する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【27】国際センターにおける国際的な教育研究、留学に関する学生支援及び地域の国際的な活動への支援等を充実させるための組織整備を進める。また、大学の重点研究領域を中心として国際的な教育研究拠点形成するため、共同研究プロジェクトを促進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【27-1】海外留学推進室の機能充実を含め、国際戦略委員会において、国際センターの組織強化に向けて検討を開始する。また、研究推進機構の下、国際的教育研究拠点形成のため、重点領域研究助成制度及び共同研究プロジェクト助成制度を引き続き実施し、国際共同研究の推進を支援する。

【28】海外協定校を東アジア・太平洋地域だけでなく、その他の地域にも広げ、平成 33 年度までに合計 30 校以上に拡充させる。また県内大学とも連携・共同し、これまで以上に国際交流活動と国際理解プログラムを多面的に実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【28-1】国際交流を充実するため、ヨーロッパ等の大学・機関との教育・研究交流の協定校拡充を推進する。また、従来の海外研修プログラムやスポーツ交流の内容と運営方法を見直し、より幅広い学生が参加できる新たな海外研修プログラムを構築する。さらに、県内大学と連携し、国際理解プログラムや語学教育の充実に向け、具体的な協議を進める。

【29】大学教育を国際化し、それを地域の課題解決に活かすため、これまでに開発した海外協定校との連携教育プログラム等を基盤として、地域課題型 PBL や英語による授業、多様な海外研修プログラムなどを活用したグローバル人材育成コース等の取組を進める。また、小・中・高等学校の教員となる学生の英語力向上と実践的指導力強化のためのカリキュラムを開発し、実施する。さらに、連携協力校と共同して地域の児童・生徒の英語力及び英語担当教員の指導力の向上のためのプロジェクトを実施する。

- ・【29-1】グローバル化に対応した教育プログラム拡充のため、多様な海外研修プログラムの充実策について引き続き検討する。また、フランス語研修プログラムを実施する。さらに、データサイエンス学部においては、地域課題型 PBL 科目や英語による授業等についての検討を進める。
- ・【29-2】小学校英語の教科化に対応して、小・中・高等学校の教員をめざす教育学部学生の英語力向上と実践的な英語指導力強化のためのカリキュラム開発・運用を継続する。また、地域のグローバル化に教育学部が貢献するため、県内の連携協力校と共同して、児童・生徒の英語力及び英語担当教員の指導力向上を図る英語教育支援プロジェクトを引き続き実施する。

【30】海外留学をめざす学生や海外からの留学生に対する支援体制をさらに充実させることによって、平成 33 年度までに長期・短期の海外留学生・研修生数を学部学生入学定員の 20%以上に、また学部・大学院の外国人留学生数を平成 27 年度比 50%増に引き上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【30-1】海外からの受け入れ留学生に対する英語による相談体制の充実をはかる。また、海外留学推進室の機能を充実し、長期・短期の海外派遣留学生・研修生数を増やす。さらに、経済学部では、海外留学をめざす学生に関し、その経験を学習過程に組み込むための枠組みの運用を開始する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【31】本学の特色である環境教育、滋賀県教育委員会との協力によるコアサイエンスティーチャー事業及び情報活用教育に関する研究成果を発展させ、実践に基づいた環境教育、理数教育、情報活用能力の育成に関する研究を行うとともに、小学校英語教育の教育方法の研究等の先導的な教育課題に取り組む。平成 27 年度に教育学部に新設した環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻をはじめとして、学部と連携・協力して、教育研究活動を推進するとともに、その成果を地域に公開し、教員養成カリキュラムに反映させる。さらに、第 2 期中期目標期間までのリスク管理の取組に関する実績を踏まえて、学校安全教育等、先導的・実験的な教育研究の実践を教育委員会や自治体と連携して進め、大学の学生支援等に活かす。

- ・【31-1】実践に基づいた研究について、附属学校と学部とが連携・協力して推進する。特に、ICT 活用、幼小連携、小中連携等の研究を引き続き推進していくとともに、地域の教育の発展及び学部の教員養成カリキュラムの発展のため、成果の公開の在り方を検討する。
- ・【31-2】附属学校において、教育委員会や自治体と連携して、防災対策・安全対策を中心とする学校安全教育に関する教育研究の実践を推進する。

【32】実践的指導力を身に付けるために、1 年次から 4 年次にかけて、段階的に計画・実施されている教育実習・教育体験に組織的に協力する。また、地域の公立学校で実施している教育実習と附属学校での教育実習の協力体制を、第 2 期中期目標期間までの実績を踏まえつつ強化し、多様な児童生徒に対する実践的な教育実習を進める。さらに、平成 29 年度に設置する高度教職実践専攻（教職大学院）の学生の教育実習を、公立学校での実施に加えて、附属学校において実務家教員と附属学校教員とが連携して行うことにより、より質の高い実践的なものとする。

- ・【32-1】教育実習に対する学生支援システムの効果や地域の公立学校での教育実習の成果を検証し、多様な児童生徒に対する教育実習・教育体験制度に改善する。また、学部や教職大学院における地域及び附属学校での教育実習・学校実習をより効果的に実施するための体制づくりを行う。

【33】附属学校の通常学級に在籍している、配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、巡回指導等の特別支援（教育相談）を学部教員と特別支援学校教員が協力して行うとともに、同様の支援を附属学校立地地域の公立小中学校に対しても教育委員会等と連携して実施し、特別支援の取組の地域還元を進める。

- ・【33-1】附属学校の通常学級で配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、巡回指導等の特別支援（教育相談）を、引き続き学部教員と特別支援学校教員が協力して行う。また、教育委員会と連携して地域の公立小・中学校に対し、特別支援の取組を支援・推進し、地域還元を進める。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【34】 高等教育への社会的要請に応え、多様な形で地域社会の発展に貢献するため、学長と教授会の役割を明確にした学内規程に基づき、学長のリーダーシップの下、大学の強みや特色などが十分に生かされているかを総点検し必要な改善を行う。

- ・【34-1】 引き続き、本学の強み及び特色が地域や社会で生かされている状況について、自己点検評価報告会等での意見聴取や I R 活動により点検し、必要な改善を行う。

【35】 本学の将来構想の達成のため、学長裁量経費を確保し、学長のリーダーシップの下、機能強化に資する事業に重点配分を行う等、限られた学内資源の再配分を戦略的・効率的に進める。

- ・【35-1】 平成 30 年度に実施する予算編成において優先的に学長裁量経費（112 百万円以上）を確保し、学長は本学の機能強化に資する事業に重点配分する。その際、前年度実施の学長裁量経費関連事業の検証結果を考慮する。

【36】 教育組織の再編改革や研究の重点領域の編成に機動的かつ柔軟に対応するために、教員組織を教育組織と分離し、全学的な視点で教員配置及び教員人事を行う。

- ・【36-1】 教教分離の成果や課題について整理する。また、平成 30 年度以降の教員人事計画に基づき、全学的視点での人事管理を行う。

【37】 経営協議会、外部有識者会議及び教育学部と滋賀県教育委員会との地域教育連携推進会議等において、大学全体または部局に対する地域社会も含めた外部からの意見を求め、適切かつ迅速に法人運営に反映させる。その結果を、経営協議会及び教育研究評議会に報告する。また、様々な会議等が出された意見や監査結果等については、教職員に周知徹底し、個々の改善に役立てる。加えて、データサイエンス学部では、当該分野を先導する研究者で構成される外部アドバイザーボードに評価や意見を求め、データサイエンス教育研究拠点の形成に反映させる。さらに、学内外のデータを収集・整理・分析した結果を大学の意思決定や教育研究支援に活用し、データの公開を進める I R（インスティテューショナル・リサーチ）活動を推進する。

- ・【37-1】 経営協議会や外部有識者会議等における学外者からの意見等を踏まえ、必要な見直し等を継続して行い、法人運営に反映させる。また、これらの意見や監査結果等が、個々の業務改善にも役立てられるよう、教授会や事務連絡協議会等で教職員に周知する。
- ・【37-2】 大学戦略 I R 室において、引き続き I R 活動を実施するとともに、これまでの分析結果を基に、教育研究・大学運営面への活用策を検討する。

【38】優秀な教員を獲得し教育研究の活性化を図るため、年俸制やクロスアポイントメント制度等多様な人事・給与制度の活用を促進する。また、年俸制適用教員の割合を10%までに高める。

- ・【38-1】年俸制、クロスアポイントメント制度及び特別招聘教員制度等の柔軟な人事・給与制度を活用して優秀な教員を確保する。

【39】大学全体の機能及び教員の活動の強化・活性化のために、教員個人評価制度について、平成28年度導入の教員情報管理システムの活用と改良等により実効性を高める。また、事務系職員個人評価制度についても、被評価者及び評価者研修を毎年実施し、必要な改善見直しを図りつつ、制度を効果的に活用する。さらに、教員及び事務職員の個人評価の結果を処遇に反映させる仕組みを改善する。

- ・【39-1】学内兼務活動を適切に評価するための仕組みを取り入れた教員個人評価を実施する。また、年俸制適用職員には、「国立大学法人滋賀大学年俸制適用職員業績評価規程」により処遇への反映を行う。
- ・【39-2】事務系職員個人評価制度における被評価者及び評価者研修を実施するとともに、評価制度について検証する。

【40】優秀な人材を確保するため、女性・若手・外国人教員の採用を拡大する。特に、役員1人以上及び管理職3人以上の女性を登用するとともに、データサイエンス学部においては若手教員を積極的に採用する。また、教育・研究支援部門等における専門的な業務を担う人材の確保や養成を行うため、キャリアパス制度（給与、評価、研修体系等）を整備し、キャリアコースを複線化する。

- ・【40-1】女性の役員1人、女性の管理職3人以上の登用を継続する。また、データサイエンス学系において、若手教員を引き続き積極的に採用する。
- ・【40-2】基本方針を踏まえたキャリアパス制度の整備の検討を行う。

【41】本学における業務運営、機能強化や教育研究を将来構想に基づいて適切に実施するため、監事が出席できる会議を拡大する等により監査範囲を広げるとともに、監査活動を支援する職員を増やす等のサポート体制を充実させることで監事の果たす役割を強化し、内部統制をより有効にする。

- ・【41-1】監事の監査機能強化へのサポート体制について点検し、必要な改善を加える。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【42】平成 29 年度にデータサイエンス学部を、平成 33 年度までにデータサイエンス研究科（仮称）を設置し、世界で競える国内で唯一のデータサイエンス領域の教育研究拠点を形成する。併せて、同一キャンパスにある経済学部とデータサイエンス学部の密接な連携により、文理融合型で、地域の視点とグローバルな視野を兼備する教育システムを導入する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【42-1】平成 31 年度の大学院データサイエンス研究科（仮称）の設置に向け、準備を進める。また、経済学部においては、データサイエンス学部との連携による、データサイエンス副専攻（政策－ビジネス革新創出人材プログラム）学生の選抜を行う。また、経済学研究科とデータサイエンス研究科（仮称）との連携プログラムの構築を進める。

【43】教育学研究科を再編し、実践的教員養成機能を強化するとともに、平成 29 年度に高度教職実践専攻（教職大学院）を新専攻として設置し、地域の中核を担い将来の管理職として活躍できる人材、及び質の高い授業づくり・学級づくりができる教員を養成する。また、教育学部については、滋賀県の教員採用数の動向を踏まえて、組織の見直しを行う。

- ・【43-1】教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）のカリキュラムを実施し、その目標実現に取り組む。また、改革した修士課程において、実践型科目を中心としたカリキュラムを実施する。
- ・【43-2】滋賀県の教員採用の動向と教育学部卒業生及び大学院修了生の採用状況について確認し、解決すべき課題や教育学部並びに教育学研究科の入学定員の適正規模について検討を継続し、入試改革に結びつけるとともに、教育組織の見直しを行う。

【44】社会人の学び直し対応機能と地域イノベーティブな人材育成機能を強化するために、公共経営イブニングスクール、地域活性化プランナー学び直し塾及びビジネスイノベーションスクールについて、毎年、成果と課題を確認しながら内容を充実させるとともに、これらの取組を基礎に社会人の学び直し需要に対応できるように大学院教育組織を再編する。

- ・【44-1】社会人学び直し関連プログラムの成果と課題の検証をふまえ、社会人の学び直し対応機能を有する大学院データサイエンス研究科（仮称）の設置準備を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【45】事務業務の効率化プロジェクトチームを中心に不断の事務業務の効率化・合理化を進めるとともに、研修等を通して事務職員の意識改革及び能力開発を推進することにより、幹部職員としてのマネジメント能力を備え、組織運営を担える人材を育成する。また、データサイエンス学部の設置等の教育研究組織の再編に伴う新たな業務等への対応の検討のための作業部会を設置し、柔軟かつ機動的に事務組織を編制するとともに、適切な人事配置を行う。また、毎年、役員及び部局長等が、事務組織及び事務職員配置のあり方について意見交換する。

- ・【45-1】事務業務の効率化・合理化等に関する取組計画を着実に実施するとともに、業務マニュアル及び事務提要を改訂する。
- ・【45-2】引き続き、事務職員の資質向上のため、目的別の各種研修等を実施するとともに、他機関等が主催する研修にも職員を積極的に参加させる。
- ・【45-3】事務組織間の連携強化を推進するとともに、事務組織及び事務職員配置のあり方について、役員及び部局長との意見交換を継続的に行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【46】安定した大学運営と教育研究の質等の向上のため、科研費（平成27年度比20%増）等の外部資金の獲得や「滋賀大学教育研究支援基金」をはじめとする寄附金の受け入れなど、自己収入の増加に向けた全学的な体制を整備し、有効な取組を推進する。

- ・【46-1】研究推進機構において、外部資金を獲得するための課題やニーズを検証し、引き続き、制度の効果的な運用を図る。
- ・【46-2】寄附金の増加方策を検討するとともに、寄附金獲得のための活動を積極的に展開する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【47】学長のリーダーシップの下、計画的な人件費管理を推進し、全学的な人事管理と大学の戦略に基づく人員配置を行う。

- ・【47-1】引き続き、計画的な人件費管理を行うとともに、平成30年度以降の教員人事計画に基づき、戦略的な人員配置を行う。

【48】部局事業を含む物件費に係る執行について、検証及び効果的・効率的な見直し等を行い、資源の再配分に寄与する。また、他大学との共同調達の件数を2倍に増加させ、競争性の観点から随意契約の契約方法の見直しを実施するとともに、教職員のコスト意識改革を推進する。

- ・【48-1】 物件費の執行状況を踏まえ、経費抑制策を検討するとともに、他大学等と共同調達の件数増加に向けた交渉を継続する。さらに、契約手続きの見直し後の契約の実績を検証する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【49】 施設の適切な維持保全のため、毎年施設の老朽化等調査を実施し、施設マネジメント部会において適正な評価を行い、計画的に内外装改修などの老朽化対策等を実施する。

- ・【49-1】 施設の適切な維持保全のため、財務・施設マネジメント委員会において施設の老朽化等調査の結果を評価し、優先度に応じて対策等を実施する。

【50】 資金は、金融リスクに備え、学内の専門家の意見を十分踏まえるとともに、資金運用担当者を研修等に参加させ、能力開発を行うことで適正かつ安全に運用することとし、運用額(年間延べ額)は平成27年度比5%増とする。

- ・【50-1】 研修等により運用担当者の能力開発を行うとともに、学内の専門家の意見を得て、適正かつ安全に資金を運用する。また、運用額(年間延べ額)は27年度比5%増を維持する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【51】 大学運営の改善充実及び機能強化の促進のため、大学の強みや特色を見いだし、社会や地域への貢献度を把握する等の観点から毎年自己評価を着実に実施し、第3期中期目標期間半ばに外部評価も行う。また、大学を支える関係者に向けた自己点検評価報告会が効果的となるよう運営を改善するとともに、その結果を広く一般にも情報提供し、大学運営に適切に反映する。さらに、大学全体の機能及び教員の活動の強化・活性化のために、教員個人評価制度を平成28年度導入の教員情報管理システムの活用と改良等により充実させ、事務系職員個人評価制度も必要な改善・見直しを行い、制度を効果的に活用する。

- ・【51-1】 大学運営の改善・充実のため、自己点検評価報告会、同窓会及び後援会との意見交換会等を開催するとともに、外部評価実施に向けた準備に取り組む。
- ・【51-2】 学内兼務活動を適切に評価するための仕組みを取り入れた教員個人評価を実施する。また、事務系職員個人評価制度における被評価者及び評価者研修を実施するとともに、同制度を効果的に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【52】第2期中期目標期間で確立した広報部会・広報室体制に、より強力なモニタリング機能、編集機能、大学ポータル活用機能が加わる仕組みを構築し、地域の本学支援者や学生ボランティアとも連携しつつ、広聴・広報活動を展開する。その際、本学教員の社会貢献可能分野を掲載した「シーズ集」の改良や、教員情報管理システムの活用とも連動させる。

- ・【52-1】広報体制をより強化するため、学生ボランティア（学生広報サポーター）による広報支援について検討するとともに、広報戦略を踏まえた広報活動を展開していく。また、大学ポータル（国際発信版）にも参画し、広く本学の情報を社会に向けて発信する。さらに、シーズ集の活用をはかる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【53】組織見直し等の大学改革に適切かつ迅速に対応するため、施設マネジメントの実施方針に係るPDCAサイクルを確立し、国の財政措置の状況を踏まえ、毎年の施設整備マスタープランの点検・評価及び必要な見直しにより施設整備を行う。また、防災機能の強化及びバリアフリー化の推進により、学生・教職員の安全を向上させ、地域における防災拠点として貢献する。

- ・【53-1】施設整備マスタープラン及びライフライン改修年次計画の必要な見直しを行うとともに、インフラ長寿命化計画（個別計画）の策定に向けて検討する。また、学内の防災機能の強化及びバリアフリー化等を推進する。

【54】毎年、講義室や会議室等の利用状況調査を行い、全学的な観点から非効率的なスペースを効果的・効率的なスペースとして活用する。このうち、講義室については、アクティブ・ラーニングや社会人教育の推進等により、年間稼働率を平成27年度比5%増とする。

- ・【54-1】講義室や会議室等の利用状況調査を行い、稼働率が低い部屋の効果的な活用方を引き続き検討する。

【55】CO₂排出量の削減に資するため、LED灯の増設（照明面積を平成27年度保有面積に対する5%増）や太陽光外灯の設置等の省エネルギー対策を実施する。また、学生・教職員の環境意識を高める取組を行うとともに、ポスターや学内ホームページ等による環境や省エネルギーに関する啓発活動を実施する。

- ・【55-1】LED灯の増設等による省エネルギー対策を計画的に実施する。また、環境報告書の作成・公表及び省エネルギーに関するポスターの作成やホームページの活用など、学生・教職員に対する環境・省エネルギーに関する啓発活動を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【56】リスク管理体制を充実させるため、毎年「リスク管理ガイドライン」や「リスク管理基本マニュアル」を点検し、必要な見直しを行うとともに、「リスク事象別個別マニュアル」を整備する。また、大規模災害等の発生に備え、関係部局、委員会等の実質的な連携体制の強化及び定期の訓練の実施により学生・教職員の有事の際の対応に関する理解向上を推進する。さらに、附属学校における安全教育の実践を大学全体にも役立たせていく。

- ・【56-1】リスク管理ガイドラインやリスク管理基本マニュアルを点検し、必要な見直しを継続実施する。また、リスク事象別個別マニュアルの未整備分の作成に着手する。さらに、大規模災害等の発生に備え、地域・自治体と連携した訓練等の実施を引き続き検討する。

【57】学生・教職員の海外渡航の安全確保のために、海外安全情報の迅速な提供と啓発を行う。また、毒物・劇物の適切な管理・使用を推進するために、その管理状況について定期的に点検し、使用者の管理意識を徹底する。さらに、PCB廃棄物（安定器等）について、計画的に処理する。

- ・【57-1】学生・教職員の海外渡航の安全確保のため、情報提供及び啓発活動を行う。
- ・【57-2】毒物・劇物等の使用及び管理状況の調査を継続実施し、管理マニュアルに基づき適切に管理するとともに、教職員、学生及び児童生徒に対する啓発活動について検討する。

【58】学生・教職員の健康意識を向上させるために健康に関する講演会、セミナー等を開催するとともに、個別の健康相談やカウンセリングを通じて、心身の健康の維持・増進を支援する。また、教職員のストレスチェックの実施及び事後措置等の体制を整備する。

- ・【58-1】学生・教職員の定期健康診断の受診率を高める方策を実施するとともに、講演会・セミナー等を通じて健康情報を発信する。また、健康診断の事後措置、健康相談及びカウンセリングを通じて、健康の維持・増進を支援する。さらに、教職員のストレスチェック及び事後措置を継続して実施する。

【59】設備と運営の両面における情報システムの高度化を推進するため、他大学をはじめ関連機関とも連携しつつ、統合情報基盤の定期的検証と課題検出・緊急度分析を行うとともに、運営を担う人材育成体制を整備する。

- ・【59-1】事務系サーバを含め、クラウド化によるサーバ集約化・効率化を進めるとともに、セキュリティの一層の強化を図るため、情報基盤システムの更新を行う。また、本学の効果的な情報基盤の管理運営体制を確立するため、担当者の育成体制を整備する。さらに、国立情報学研究所と連携した攻撃データ解析システムにより情報基盤の定期的検証と課題検出・分析を行う。

【60】情報セキュリティ管理に関する学生・教職員の意識・知識・技術の向上を図るため、各部署情報セキュリティ担当者の連携を強化し、各種調査により現状を認識するとともに、疑似体験型訓練や講習会等による啓発活動を強化し、これらの活動への参加歴を把握する体制を導入する。また、情報セキュリティにかかわる緊急事態発生時に、迅速かつ適切に対応するための全学体制を改善する。

- ・【60-1】情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報セキュリティ対策を実施するとともに、自己点検や監査を踏まえた計画の見直し及び情報セキュリティ対策基本計画の後期計画を策定する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【61】コンプライアンス体制及び倫理教育を強化・充実させるため、関係規程等を整備、見直しする。また、法令遵守及び研究倫理等に関する研究倫理セミナーの年2回実施やe-learning教材の利用により、全教職員の法令遵守、倫理意識を向上させる。

- ・【61-1】研究者の倫理意識に関する調査を実施するとともに、年2回の研究倫理セミナーやe-learning等を活用し、教職員及び学生に対する研究倫理等に関する教育・啓発活動を行う。

【62】研究費等を適正に執行するため、経理事務に関し、教職員向けQ&A等の内容の充実、事務職員に対する研修会の年2回以上の実施、事務処理マニュアル等の見直しを行うとともに、教職員及び関係業者に対し、適正な経費執行について周知徹底する。

- ・【62-1】経理・研究事務担当者に対する経理事務研修会を年2回以上実施するとともに、教職員向けの経理事務に関するQ&A等の内容の充実、事務処理マニュアル等の見直しを行い、研究費等を適正に執行する。併せて、関係業者に対し、本学と公正な取引を行うよう周知する。

【63】監事監査、内部監査及び会計監査人監査の監査結果で指摘された業務の改善、是正等に係るその後の措置状況についてのフォローアップを徹底する。また、監査結果の指摘事項やその後の措置内容について教職員に公表し、役員及び教職員が適正な法人運営に関する意識を共有する。

- ・【63-1】監事監査、内部監査及び会計監査人監査で指摘された業務の改善、是正等に係る事項のその後の措置状況についてフォローアップを実施し、未実施の事項について改善等の措置を講じる。また、平成29事業年度に係る監査結果で指摘された事項及びその後の措置内容については、必要な対応策を検討するとともに、教授会、事務連絡協議会やウェブサイト等において教職員に周知徹底する。

【64】 ハラスメント防止と排除を推進するため、平成 26 年度に全面改正した「ハラスメントの防止及び排除に関する規程」を踏まえて、教職員及び学生に対する研修事業を年 2 回以上実施する等の啓発活動に取り組むとともに、ハラスメントに関する相談窓口の設置を周知徹底するなど相談体制を強化する。

- ・【64-1】 学内のハラスメント行為の防止のため、教職員及び学生に対する研修を年 2 回以上実施する。また、ハラスメントに関する相談窓口の設置についてウェブサイト等を活用し周知徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

750,501千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

計画はなし

2 重要な財産を担保に供する計画

計画はなし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
・教育研究の質の向上及び組織運営の改善
に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(石山) ライフライン再生(排水設備等)	総額 109	施設整備費補助金 (90)
・小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (19)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- 教教分離の成果や課題について整理する。また、平成30年度以降の教員人事計画に基づき、全学的視点での人事管理を行う。
- 年俸制、クロスアポイントメント制度及び特別招聘教員制度等の柔軟な人事・給与制度を活用して優秀な教員を確保する。
- 学内兼務活動を適切に評価するための仕組みを取り入れた教員個人評価を実施する。また、年俸制適用職員には、「国立大学法人滋賀大学年俸制適用職員業績評価規程」により処遇への反映を行う。
- 事務系職員個人評価制度における被評価者及び評価者研修を実施するとともに、評価制度について検証する。
- 女性の役員1人、女性の管理職3人以上の登用を継続する。また、データサイエンス学系において、若手教員を引き続き積極的に採用する。
- 基本方針を踏まえたキャリアパス制度の整備の検討を行う。

(参考1) 平成30年度の常勤職員数 395人

また、任期付職員数の見込みを17人とする。

(参考2) 平成30年度の人件費総額見込み 4,058百万円(退職手当は除く。)

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成30年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,059
施設整備費補助金	90
補助金等収入	11
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	19
自己収入	2,143
授業料及び入学料検定料収入	2,093
雑収入	50
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	122
引当金取崩	0
計	5,444
支出	
業務費	5,202
教育研究経費	5,202
施設整備費	109
補助金等	11
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	122
計	5,444

[人件費の見積り]

期間中総額 4,058百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	5,614
業務費	5,208
教育研究経費	896
受託研究費等	58
役員人件費	86
教員人件費	3,106
職員人件費	1,062
一般管理費	201
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	204
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	5,614
運営費交付金収益	3,059
授業料収益	1,872
入学金収益	266
検定料収益	81
受託研究等収益	58
補助金等収益	11
寄附金収益	47
財務収益	0
雑益	70
施設費収益	6
資産見返運営費交付金等戻入	81
資産見返補助金等戻入	55
資産見返寄附金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	7,267
業務活動による支出	5,200
投資活動による支出	1,507
財務活動による支出	62
翌年度への繰越金	498
資金収入	7,267
業務活動による収入	5,335
運営費交付金による収入	3,059
授業料・入学金及び検定料による収入	2,093
受託研究等収入	79
補助金等収入	11
寄附金収入	43
その他の収入	50
投資活動による収入	1,434
施設費による収入	109
その他の収入	1,325
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	498

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野)	940人 940人
経済学部	経済学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 ファイナンス学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 企業経営学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 会計情報学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 情報管理学科 (H29 募集停止) 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕 社会システム学科 〔うち昼間主コース 夜間主コース〕	726人 686人 40人 270人 236人 34人 354人 318人 36人 250人 216人 34人 142人 126人 16人 318人 278人 40人
データサイエンス学部	データサイエンス学科	200人
教育学研究科	学校教育専攻 (うち修士課程) 高度教職実践専攻 (うち専門職学位課程)	90人 90人 40人 40人
経済学研究科	経済学専攻 (うち博士前期課程) 経営学専攻 (うち博士前期課程) グローバル・ファイナンス専攻 (うち博士前期課程) 経済経営リスク専攻 (うち博士後期課程)	36人 36人 36人 36人 12人 12人 18人 18人
特別支援教育専攻科	障害児教育専攻	30人
附属幼稚園		144人 学級数 5
附属小学校		630人 学級数 18
附属中学校		348人 学級数 9
附属特別支援学校	〔うち小学部 中学部 高等部〕	60人 学級数 9 18人 学級数 3 18人 学級数 3 24人 学級数 3